

議案第78号

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

守谷市都市計画税条例（昭和55年守谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年 8 月 31 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
78号	1

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 守谷市都市計画税条例（昭和55年守谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 守谷市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案	頁数
78号	2

提案理由（議案第78号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、守谷市都市計画税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、償却資産及び事業用に係る固定資産税の軽減措置です。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
78号	3

守谷市都市計画税条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで<u>若しくは第61条</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3 _____ の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで _____ 」とする。</p>

78号	議案
4	頁数

参考資料

守谷市都市計画税条例新旧対照表（2条関係）

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>17 法附則第15条第1項, 第13項, 第18項から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条とする。</p>	<p>附 則</p> <p>17 法附則第15条第1項, 第13項, 第18項から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条とする。</p>